

「生活行為向上リハビリテーション実施加算」算定要件に関する取扱いについて

日本作業療法士協会より

“**作業療法士**が算定を行う場合の算定要件を満たす条件について”

- 暫定措置として、平成 27 年 3 月 31 日までの間に、協会で実施した研修会ならびに各士会で実施した研修会において基礎研修以上の内容を受講し修了した協会員に修了証を発行。

但し、基礎研修のみの受講者については、平成 28 年 3 月 31 日までの間に、実践者研修を修了することを義務付ける旨の案内を添えて修了証を発行。
- 平成 28 年 4 月 1 日以降は実践者研修以上の修了者を、算定要件の該当者とする。

県士会員（OT）に向けた周知文書（生活行為向上マネジメント）

■基礎研修 修了者条件

- ①生活行為向上マネジメント 概論 90分を履修すること
- ②生活行為向上マネジメント 演習 330分を履修すること

☑基礎研修（概論 90分＋演習 330分）修了者条件を充足するための条件

以下の1～5の要件

1. 概論は90分以上の受講を必要とする。但し、複数研修会での概論に当たる時間の積算を認める。
2. 演習時間330分以上の受講を必要とする。但し、複数研修会での演習に当たる時間の積算を認める。
3. 演習時間330分を満たさない場合、その他に士会が主催した生活行為向上マネジメント事例検討会に参加・発表した時間の積算を認める（演習時に自己記入作業を行っていること）。
4. 演習時間330分を満たさない場合は、概論＋演習時間が420分を超えるものは認める。しかし、演習を未受講の場合は認めない。
5. 協会主催研修会・老人保健健康増進事業等の研究事業研修会の扱い
 - ・協会主催研修会（事業部・教育部など）で開催された研修会は基礎研修修了と認める。
 - ・老人保健健康増進事業等の研究事業研修会は基礎研修修了と認める。

※会員個人が、所属士会開催研修以外（他士会）で受講した場合

各士会では士会以外での研修について把握できていないので、会員個人からの申告をお願い致します。

申告の方法

- ① 受講年月日
- ② 研修等主催（協会、他士会名）
- ③ 研修名
- ④ 概論、演習等の時間数が分かるプログラム

連絡先:

生活行為向上マネジメント推進委員：松本嘉次郎（四国医療専門学校）

TEL:0877-41-2330

FAX:0877-41-2332

E-mail: k.matsumoto@459.ac.jp

◎基礎研修修了者には、日本作業療法士協会より修了証が発行されます。

■実践者研修 修了者条件

- ①基礎研修を修了していること。
- ②以下、A または B を満たすこと。
 - A. 協会の生涯教育、生活行為向上マネジメントでの事例報告を行うこと。
 - B. 県士会での事例検討会等にてツール作成し、生活行為向上マネジメントを実践し発表すること
(マネジメントシートを提出すること)